

橋本周辺広域市町村圏組合個人情報保護審査会規則

平成 22 年 2 月 15 日

規 則 第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、橋本周辺広域市町村圏組合個人情報保護条例(平成 22 年橋本周辺広域市町村圏組合条例第 2 号)第 30 条第 11 項の規定に基づき、橋本周辺広域市町村圏組合個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、会長がその議長となる。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 審査会の庶務は、財務情報部局において処理する。

(補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。